

令和2年度 事業計画について

社会福祉法人北海道厚真福祉会 事業計画

介護福祉業界は、人口減少に伴う少子高齢化に加え、人手不足による深刻な雇用問題などにより、これまで以上に厳しい経営を強いられる時代となりました。

こうした中、北海道厚真福祉会においても、介護職員の確保は緊喫の課題であり、大変厳しい経営状況にはありますが、限られた資源の中で可能な限り職員の処遇改善を図るとともに、専門学校等との連携を一層強化し福祉の仕事の魅力と重要性を発信する等、安定的な人材の確保と定着・育成に向けた努力を続けております。

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震によって、当法人の施設が全壊となりましたが、国・北海道・厚真町をはじめ、多くの皆様から寄せられた様々な支援によって、昨年12月に、新施設（厚真リハビリセンター、豊厚園、あつまデイサービスセンター、及びあつま居宅介護支援事業所）の建設工事に着手することができました。本年12月の完成に向けて着実に整備を進めて参ります。

また、福祉仮設住宅では、住家が被災等していない新規利用者の入居が制限されていることから利用者が減少し、本年度も極めて厳しい経営状況が続きますが、役職員一丸となって新施設への入所者の確保に努めるとともに、引き続き福祉仮設住宅において、利用者が安全・安心で快適な日常生活を送ることができるよう事業を推進して参ります。

経営理念

社会福祉法人北海道厚真福祉会は、利用者の自己選択と自己決定を尊重し、個人の尊厳（個人の人格・人としての権利）に配慮した良質かつ安全・安心なサービスを提供する社会福祉事業の経営に努めます。

経営の基本

1 利用者の自立支援

利用者一人ひとりの尊厳（個人の人格・人としての権利）を尊重し、利用者や家族が希望するサービスを個々人の障害特性や要介護度に応じて、個別支援計画や施設サービス計画を策定し、これを基本にした専門的な支援を行い、利用者が安全に安心して楽しく生活ができる事業運営を目指します。

2 健全経営の実現

法人の主体性と自立性を高めるとともに、社会規範を遵守し、社会福祉事業の担い手にふさわしい適正な法人運営に努めます。また、予算や事業の重点化及び効率化、並びに収入の確保を進め、安定した経営と活力あふれる経営を目指します。

3 職場環境の充実

北海道厚真福祉社会が果たすべき役割についての認識を高め、適正な職員配置、専門的な知識・技術の向上、及び職員待遇の向上に努め、誇りをもって働くことができる魅力ある職場環境を目指します。

4 地域社会への貢献

利用者や家族、厚真町民などに対して、身近にある福祉サービスの要の役割を果たし、地域にとって必要不可欠な存在にふさわしい活動を目指します。

重点目標

1 事務局 総務課

- (1) 法令を遵守した効率的、効果的な法人・事業運営の推進
- (2) 新施設の建設工事の進捗状況の確認、報告
- (3) 新施設開設に向けた引越し計画策定、実行
- (4) 地域における公益的な取組の実施
- (5) 将来の施設運営を担う人材育成のための研修（キャリアパス）等の実施
 - ①新規採用職員研修、職場内研修、外部研修等の実施
- (6) 職員待遇の改善
 - ①介護職員等特定処遇改善加算の申請
 - ②働き方改革関連法の施行に伴う給与改定等の検討
 - ③新施設の利用者受入に応じた職員確保
- (7) 予算の適正な執行
 - ①介護報酬、障害福祉サービス等報酬に基づいた予算の編成、執行
 - ②新施設整備計画に基づいた予算の編成、執行
 - ③新施設開設に向けた利用者受入の促進

2 事務局 事業運営課

- (1) 個別支援計画・施設サービス計画の作成やサービスの提供に関する指導
 - ①サービスの効率的・効果的な実施方策の検討・改善の指導
 - ②機能訓練計画、栄養ケア計画の指導
 - ③各種記録の整備、活用方策改善の指導
- (2) 各種委員会の運営に関する指導
- (3) 地域の諸団体（他法人、団体、ボランティア等）との連携
- (4) 新施設の開放や体験学習等による社会福祉事業の啓蒙活動

3 各種委員会

- (1) 事故防止委員会
 - ①事故（骨折、転倒、転落、誤薬 等）防止対策の実施
 - ②看護職員と介護職員の連携による医療的ケアの実施
- (2) 感染症対策委員会
 - ①インフルエンザ、ノロウイルス等に関する感染予防、蔓延防止対策の実施

- (3) 防災対策委員会
 - ①避難・消火・その他必要な訓練等の実施
 - ②救急救命に関する講習の実施
- (4) 苦情解決委員会
 - ①利用者、家族等からの苦情・相談への適切な対応
- (5) 権利擁護・虐待防止委員会
 - ①権利擁護対策や虐待防止対策の実施
 - ②職員の意識に関する調査、職員に対する指導の実施
- (6) 給食運営委員会
 - ①行事食や季節感に富んだ食事の提供
 - ②嗜好調査等に基づいた食事の提供
- (7) 特別委員会
 - ①法人が実施する行事(納涼の会等)の企画、実施
 - ②地域における公益的な取組の実施
- (8) 広報委員会
 - ①厚真福祉会だよりの発行
 - ②ホームページの管理、運営
- (9) 衛生委員会
 - ①職員の安全、健康確保の取組み実施
 - ②職場環境の改善

令和２年度 理事会・評議員会開催計画

開 催 予定月	理事会・評議員会 区 分	主な予定議案
５ 月	理事会	・ 令和元年度事業報告及び計算書類並びに財産目録の承認 ・ 定時評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ・ 定款の変更（基本財産の変更）承認 ・ 定例報告 ほか
６ 月	定時評議員会	・ 令和元年度事業報告及び計算書類並びに財産目録の承認 ・ 定款の変更（基本財産の変更）承認 ・ 定例報告 ほか
８ 月	理事会	・ 新施設に必要な備品の購入決定 ・ 定例報告 ほか
１１月	理事会 評議員会	・ 上半期事業報告 ・ 定例報告 ほか
１ 月	理事会	・ 国庫・道費補助事業実績報告の承認 ・ 定例報告 ほか
３ 月	理事会	・ 補正予算の承認 ・ 新年度事業計画及び収支予算の承認

※定例報告：事業報告、理事長及び常務理事職務執行状況、監査報告

令和2年度 厚真リハビリセンター事業計画

事業方針

障害者支援施設厚真リハビリセンターは、法人の経営理念に基づき、利用者の自己選択と自己決定を尊重し、個人の尊厳に配慮した良質かつ安全・安心なサービスの提供に努めるとともに、健康の維持・増進、日常生活能力の維持・向上、創作活動の充実・活性化等の自立支援の向上に努めます。

また、将来の安定的な施設運営に向けて、これまでの身体障害を中心とした運営形態から、今後は知的障害や精神障害のある方の利用促進も図っていく必要があります、身体・知的・精神の3障害に対応できる専門知識と支援技術の習得・向上に努めます。

なお、新施設が完成する本年度は、利用者が福祉仮設住宅から新施設に不安なく転居できるよう配慮しながら計画的に移転準備を進めるとともに、行政や医療機関、相談支援事業所等の関係機関との情報共有・相互連携を図り、利用待機者の確保に努めます。

重点目標

1 個別支援計画（ケアプラン）に基づく個々の障害特性に対応した適切なサービスの提供

- サービス管理責任者が中心となり、利用者の自己選択・自己決定を尊重した「個別支援計画」を作成し、利用者のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。
- 利用者の健康とADLの維持・向上を目的とした活動支援を行うと共に、生きがいや楽しみとなるレクリエーションや創作活動等の日中活動支援の充実を図ります。

2 新施設への移転準備

- 利用者が福祉仮設住宅から新施設に不安なく転居できるよう配慮しながら計画的に移転準備を進めます。
- 行政や医療機関、相談支援事業所等の関係機関との情報共有・相互連携を図り利用待機者の確保に努めます。（新施設オープン時45名を目標）

3 利用者の自立支援と地域移行を目指した生活支援

- 公共機関や公園、商店等の地域社会資源を活用し、地域に根差した生活支援に努めます。
- 相談支援事業所と連携し、地域生活移行希望者に必要な情報提供等の支援を行います。

4 食事の提供

- 利用者が健康に過ごしていただく為の「個別栄養ケア計画」を作成します。
- 嗜好調査を実施し、利用者の意見や希望等をメニューに反映していきます。
- 季節に合ったメニューや旬の素材を使った食事を提供します。
- 給食委員会で食事形態を検証し、利用者個々の嚥下状態に合わせた食事の提供に努めます。

- 利用者に食事の大切さや栄養に関する興味と知識を持ってもらう為、季節行事のメニューとその由来等を記載したポスターやチラシを食堂に掲示します。

5 日課業務検討

- 事業運営・業務検討委員会で利用者が安心、安全で快適に暮らせるように配慮した施設内の環境整備等を行うと共に、日常生活訓練や創作活動等の自立支援に繋がる取り組みをします。

6 機能訓練の実施

- 利用者の心身の状況に合わせた「個別機能訓練計画」を作成し、身体機能の維持と日常生活能力の向上に繋げるための訓練を実施します。
- 訓練士と生活支援員等が協同訓練を実施し、利用者のA D Lの維持・向上及び活動性向上を目指します。

7 健康管理の取り組み

- 年二回の定期健康診断を実施します。
- 二次性疾患（既存の疾患の憎悪やそのことで新たに発生した疾患）の早期発見の為に、日々の健康状態の把握、医療面に係る精神的支援や定期検査（採尿、採血）を実施します。
また、長期臥床による身体機能低下（特に循環障害や褥瘡等）の予防のため、離床支援に努めます。
- 嚥下機能低下に伴う誤嚥性肺炎の予防を考慮した口腔ケアと低栄養、脱水等に対する支援（摂食ケア）を実施します。
- 感染症の予防の為に福祉仮設住宅内の衛生管理を徹底します。また、発症者が出た場合には、法人の感染症対策委員会と連携し、感染症対策マニュアルに則り蔓延防止の為に必要な対策を保健衛生・感染症対策委員会で周知します。

8 協力病院・その他の医療機関との連携

- 利用者の急変等による協力病院等の医療機関への受診・入院や往診時には、常に看護記録や保険証等の整理・保管場所を把握して、迅速な受診と医師等への情報提供に努めます。

9 権利擁護・虐待防止の取り組み

- 利用者の権利を擁護し、虐待や不適切ケアを未然に防止するための研修等を実施します。
- 職員倫理規程に基づき職員一人ひとりが高い倫理観を持ち、利用者やその家族の方々からの信頼獲得及び利用者の秘密の保持に努めます。
- 事業所が実施するサービス自己評価及び利用者やその家族の意見等を真摯に受け止め、サービスの向上に努めます。

10 ヒヤリハット・事故防止の取り組み

- 一人ひとりの心身の状況に合った支援体制を構築し事故の未然防止に努めます。
- 事故防止委員会で事故報告やヒヤリハットの内容を検証します。

- 事故が発生した場合は速やかに対応し、検証結果を職場全体で共有し再発防止に努めます。

11 利用者・家族からの要望、苦情相談等

- 利用者や家族からの要望、意見、苦情等に対し、真摯に受け止め迅速かつ適切に対応します。

12 サービス自己評価の実施

- 障害福祉サービスに対する自己評価を行い、評価の低かった項目については迅速かつ適切に改善し、サービスの向上に努めます。

13 職員研修の実施

- 職員の資質向上と能力開発を目指すと共に、支援者としての強い使命感を持った職員の育成を図ることを目的として、以下の研修を行います。
 - ア) 各種福祉制度についての理解を深めること。
 - イ) 利用者の尊厳、人権擁護、虐待、身体拘束についての理解を深めること。
 - ウ) 感染症の蔓延や転倒、嚥下、服薬等に係わる危険を予見し防止すること。
 - エ) 身体・知的・精神の3障害に関する知識及び支援技術の向上を図ること。
- 外部研修会の研修内容を全職員で共有する為、参加職員による伝達講習会の実施及び研修会資料の閲覧を行います。

令和２年度 豊厚園事業計画

事業方針

特別養護老人ホーム豊厚園は、法人の経営理念に基づき、入居者及びご家族の皆様に安心、安全なサービスを提供するため、サービスの内容を常に点検し、安定した最良のサービスが提供できるよう取り組むとともに、入居者の多様なニーズに即したサービスが提供できるよう関係団体と連携を図ります。

また、新施設は、１階と２階のエリアに区分されることから、移転後は、建物の機能を活かし、各階ごとに運動プログラムや余暇活動等といった特色のあるサービスの提供に取り組みます。

重点目標

（１）被災者の入居支援

災害で被災された方から福祉仮設住宅の入居希望が寄せられた場合は、厚真町やその他の自治体と連携を図り入居希望者の意向が実現できるように努めます。

また、新施設の移転後には、入所希望者がスムーズに入所できるよう努めます。

（２）福祉仮設住宅入居者の尊厳に配慮したサービスの提供

入居者個々の人格と自己決定に配慮したサービスを提供するため、入居者の自立支援に向けた介護を目指すとともに認知症によって自己選択が困難な入居者に対しては、ご家族の意向に添ったサービスの提供に努めます。

（３）安心・安全な生活環境の提供

入居者が安定した日常生活を送ることができるよう日頃の体調管理と急変時に即応するために入居者個々の情報を的確に把握するとともに全職種が情報の共有に努めます。

また、入居者の事故ゼロを目指し、居住スペースの特性を検証し様々な事故に対応するための防止策を講じます。

（４）自己決定権に配慮したサービス提供

全てのサービスが入居者個々の自己決定権に配慮されるようきめ細かに留意したサービスの提供に努めます。

また、常に入居者の心身の変化を観察し、必要に応じてサービスの内容を変更します。

（５）サービス計画書の立案・実践の取り組み

サービスの基盤となるサービス計画書の立案においては、入居者個々の尊厳を保持し、自己決定・自立支援を基本に多様化するニーズに応えるため職員が参画した計画を立案し実践に向けて取り組みます。

(6) 職員の知識と技術の向上を図る計画的な取り組み

入居者に対して、仮設住宅で可能な最良のサービスを提供するため全職員の知識と技術の向上を図ることを目的とした研修を実施します。

また、個々の職員がスキルアップするための目標を定め年間を通じて自己研鑽できる環境整備に努めます。

(7) 認知症ケアの実践

認知症を抱える入居者が安心して生活することができるよう認知症に関する先進的な知識を取り入れた介護を実践するため事業所内外で開催される研修会に参加し技術と知識、実践力の向上に努めます。

(8) 権利擁護・虐待防止の取り組み

入居者の権利に対して、職員個々の知識、理解を深め権利擁護と虐待防止に努めます。

また、定期的にケアについてのセルフチェックを実施し権利擁護・虐待防止に取り組みます。

(9) 相談・苦情対策

相談しやすい環境を整え、苦情の申し出に対して速やかに対応できるよう苦情解決体制の強化を図ります。

また、相談・苦情を申し出ることが難しい入居者に対しては、ご家族と緊密に連携し、日頃から意見を聴取するよう取り組みます。

(10) サービス自己評価の実施

日常提供されるサービスに対して、全職員が客観的な視点を持ち年1回の自己評価を実施します。

実施結果については、全職員に周知し改善が必要な内容については、対策を講じます。

(11) 防災対策への取り組み

防災計画に基づき避難訓練等を実施する他、防災意識を高めるため災害関連の基礎的な知識の習得と、事業所に設置されている防災対策備品が十分機能しているかどうかについて、日頃から点検に努めます。

令和2年度 あつまデイサービスセンター事業計画

事業方針

あつまデイサービスセンターでは、高齢者が慣れ親しんだ地域でいつまでも安心した生活を送ることができるよう高齢者の自立を目的に、一人でも多くの利用者が満足を得られるよう個別ケアへの意識を高め、実状に即したサービスを提供します。

また、利用者に良質のサービスを提供するためにご家族等と情報交換するほか、全職員が介護の知識と技術を高め専門性のある支援が実践できるよう各種研修等を通じた人材育成に取り組みます。

重点目標

1 通所介護、第1号通所事業の提供

(1) 通所介護計画書及び第1号通所介護計画書の作成並びにサービスの提供。

- ① ケアプラン会議の開催（経過状況及び評価検討の実施）
- ② サービス担当者会議等で、必要な情報の収集と提供。

(2) 機能訓練によるADLの維持・向上支援。

- ① 居宅サービス計画書及び介護予防計画書に基づく機能訓練の実施。
- ② 関係機関と連携し個々の機能に応じたサービスの実施。

2 個別ケアへの取り組み

(1) 個別ケア

- ① 利用者を適切に支援することを目的に利用者個々の情報を共有する共有会議を定期的開催する。
- ② 利用者の特性に応じたコミュニケーション技法の統一化を図る。
- ③ 認知症ケアに関する研修会を開催（施設内研修会への参加）する。

(2) アクティビティの取り組み

個別の通所介護計画書に基づき、個別又は小集団活動等の機会を提供します。

(3) 満足度調査の実施（1月頃実施予定）

満足度調査の結果をサービス見直しのための検討資料として活用し、ニーズに応じたサービスを提供する。

3 健康管理について

- (1) 必要に応じて情報を収集（通院、服薬状況、治療経過、自宅環境、記録の整備）し、健康管理に努めます。
- (2) 利用日に状態を把握（体調不良変化の確認と対応）し、健康管理に努めます。
- (3) 体調急変時に即応できるよう主治医等と協力体制の確保に努めます。

4 事故防止対策について

(1) 事故・ヒヤリハット検討会議

- ① 事故が発生した場合は、発生原因の究明及び事故対処の行動等について内容を検証する。
- ② 事故を未然に防ぐため危険箇所等を事前に把握し定期点検を実施する。

5 感染症対策について

- (1) 感染対策委員会の決定事項に基づき感染者情報の報告、感染予防対策、感染拡大防止に努める。
- (2) 職場内研修等を通じて、感染症に対する知識、対応策等の理解を深め、予防、対策強化、衛生管理に努める。

6 業務・ケアマニュアル検討会議の開催

各種ケアマニュアルについては、利用者の状況変化や ADL の状態に合わせて見直す。

7 施設内外研修

令和 2 年度の研修計画に基づき研修会に参加し、職員の知識、技術の向上に努めます。

8 家族との連携

(1) 定期的な情報交換

- ① 送迎時に利用者の常用について、ご家族等と情報交換を行う。
- ② 独居利用者については、別居家族等に必要な情報を提供する。
- ③ 家族懇談会の開催（3 月頃実施予定）
利用者の情報交換を通じて、職員と家族相互の理解を深める。

9 関係機関との連携等について

(1) 地域包括支援センター等との連携

- ① 地域ケア会議等（月 1 回）へ参加し情報交換等を行う。
- ② 地域運営推進委員会（6 か月 1 回）を開催する。

10 地域交流

(1) 地域行事の参加

- ① 利用者の希望に応じて、地域で開催される行事に参加する。
- ② 厚真町自立支援事業（いきいきサポート）との交流会を実施する。

11 外出支援

利用者の意向に沿った外出支援に努める。

令和2年度 厚南デイサービスセンター事業計画

事業方針

単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での在宅生活を継続する為のサービスを提供し、利用者が自分らしく生き生きとした生活が出来るように自立生活の助長・社会的孤立感の解消・認知症の進行防止・心身の機能の維持向上等の様々な援助を行ってまいります。

重点目標

1 通所介護、第1号通所事業の提供

- 1) 通所介護計画書及び第1号通所介護計画書の作成、サービスの提供
 - ・利用者の自己選択と決定を尊重したサービス計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供していきます。
 - ・生活相談員が中心となりモニタリングを実施しサービス計画書の評価を行います。
 - ・ケアプラン会議を毎月開催（経過状況及び評価検討の実施）します。
 - ・サービス担当者会議等において必要な情報の収集と提供を行います。

2 個別ケアへの取り組み

- 1) 利用者個別理解の充実
 - ・常に利用者個々の情報共有を図り、チームで適切な援助を行っていきます。
 - ・利用者情報をモニタリングと評価やミーティング等で定期的に見直していきます。
 - ・認知症ケア、予防に関する定期研修を開催します。
- 2) 個別・グループ活動の取り組み
 - ・利用者のニーズに基づき、利用者が自己選択できる個別・グループ活動を提供します。（ボランティア等の受け入れにより活動内容の充実、拡大を図ります）
 - ・季節の行事に合わせた、アクティビティ活動（手工芸等）を利用者の希望に沿って実施していきます。
- 3) 満足度調査の実施
 - ・満足度調査を実施し、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

3 健康管理について

- ・必要な情報収集（通院、服薬情報、治療経過、自宅環境、記録の整備）を行い健康管理に努めます。
- ・利用日毎の健康状態を把握（体調不良変化の確認と対応）し、健康管理に努めます。
- ・主治医等との協力体制の確保（体調急変時には、緊急対応マニュアルに沿う）に努めます。

- ・定期的に看護師による健康講座を実施して、感染症等に対する予防や対応について周知していきます。
- ・緊急対応における研修会を実施します。

4 事故防止対策について

- ・事故例を基に定期的に職員検討会議を実施し事故防止に努めます。
- ・事故発生時、対処後に随時検討会議を開催し、再発防止策を徹底します。
- ・事故リスクを未然に防ぐ為、危険箇所等安全定期点検を実施します。
- ・利用者の身体状況を把握し事故防止に努めます。

5 感染症対策について

- ・感染症防止委員会での決定事項に基づき、感染予防対策、感染拡大防止策に努めます。
- ・職場内外研修やミーティングを通じて感染症に対する知識、対応策等の理解を深め、予防、対策強化、衛生管理に努めます。

6 業務、ケアマニュアル検討会議の開催

- ・各種業務の役割分担を行い、自主性を持ち効率よく運営していきます。
- ・各種ケアマニュアルの確認、見直しを定期的に実施します。

7 施設内外研修

- ・令和2年度施設内外研修計画に基づき研修会に参加し、サービスの質の向上を図っていきます。

8 家族との連携

- ・情報交換ノート（連絡ノート）を通じて自宅、デイでの情報を共有し、家族との連携に努めます。
- ・送迎時の情報交換に努めます。
- ・独居利用者については別居家族等に必要な情報を提供していきます。
- ・家族懇談会を開催し、情報交換を行い、施設と家族相互の理解を深めて行きます。

9 関係機関との連携等について

- ・地域ケア会議への参加（毎月）していきます。
- ・運営推進会議（6か月に1回）を開催していきます。
- ・困難ケース等発生時の協力体制を整備していきます。
- ・利用者のニーズに合った社会資源を有効に取り入れていきます。

1 0 地域交流

- ・地域における行事へ積極的に参加していきます。
- ・厚真町自立支援事業（いきいきサポート）との交流会を継続していきます。
- ・小学生、中学生、老人クラブとの交流を行っていきます。
- ・学生による福祉体験学習も積極的に受け入れていきます。

1 1 外出支援

- ・利用者の意向に沿った外出支援に努めていきます。

令和2年度 あつま居宅介護支援事業所事業計画

事業方針

- ・ 要介護者等になっても住み慣れた地域で安心して在宅生活の継続ができるよう、また癌終末期においてもその人らしい生活ができるようご本人の思いを重視して支援していきます。
- ・ 常に法令を遵守し利用者に公平・適正なサービスを提供することにより自立支援及びご家族の介護負担軽減につながるようにします。特に1 去年の胆振東部地震により福祉施設(豊厚園)は全壊でショートステイは利用できず、ご家族の介護負担が重くなっていることを考慮して近隣市町等でショートステイを利用できるよう支援していきます。
- ・ 地域包括支援センター、医療機関、地域の民生委員等との連携を深め、ご本人、ご家族の相談に乗りながら、より良いサービスが提供できるようにします。特に医療機関との連携においては、退院後の生活がスムーズに進むように対応していきます。

重点目標

1 居宅介護支援の充実

介護保険適用の要介護者等の依頼を受け、在宅での生活を望む要介護者等が能力に応じて可能な限りの自立した在宅生活が安全、快適な環境の中でできるように支援してまいります。

- (1) 居宅介護支援契約
- (2) 居宅サービス計画の作成
- (3) サービス提供のモニタリング（継続的な管理・評価）
- (4) 介護保険給付管理および請求事務
- (5) 受託業務の実施（認定調査、要支援認定者、総合事業対象者の受託）
- (6) 各種申請業務の代行(更新申請、区分変更申請、福祉用具購入費支給申請、住宅改修費支給申請、入所・入居申請等)

2 サービス事業所、他機関等との連携強化

介護保険サービス事業所、地域包括支援センター、医療機関、地域の民生委員等との連携強化を図り、特に認知症の方の徘徊等については地域ケア会議への情報提供を積極的に行い警察、消防、地域住民とも情報共有し対応していきます。

3 研修会への出席

各種研修会等へ積極的に出席することにより常に新しい情報を取り入れ、より良いサービスの提供ができるよう職員の資質向上、自己研鑽に努めます。